

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年8月28日

健康福祉局

議案第 1 1 7 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（令和 4 年法律第 1 0 4 号）

2 改正する条例

- （1）川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
- （2）川崎市身体障害者福祉会館条例
- （3）川崎市障害者就労支援施設条例

3 改正の主な内容

上記 1 に伴い、上記 2（1）～（3）の条例において以下のとおり引用条文の規定の整備を行うもの

「第 5 条第 1 3 項」→「第 5 条第 1 4 項」

「第 5 条第 1 4 項」→「第 5 条第 1 5 項」

「第 5 条第 1 5 項」→「第 5 条第 1 6 項」等

4 施行期日

公布の日から施行

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号 (業務) 第31条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センター（以下「日中活動センター」という。）は、次の業務を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。 (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。 (3) 法第5条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。 (4) 法第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。 (5) 法第5条第16項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (業務) 第40条 中部地域生活支援センター及び北部地域生活支援センター（以下「地域生活支援センター」という。）は、次の業務を行う。 (1) 法第5条第19項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（中部地域生活支援センターに限る。）。) (2) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。 (3) 法第5条第28項に規定する地域活動支援センターとしての業務 (4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。)	○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号 (業務) 第31条 南部日中活動センター、中部日中活動センター及び北部日中活動センター（以下「日中活動センター」という。）は、次の業務を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。 (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。 (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。 (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に関すること。 (5) 法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (業務) 第40条 中部地域生活支援センター及び北部地域生活支援センター（以下「地域生活支援センター」という。）は、次の業務を行う。 (1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関すること（中部地域生活支援センターに限る。）。) (2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関すること。 (3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターとしての業務 (4) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。)

改正後	改正前
以下この款において「施設」という。)を利用に供すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (生活支援事業の利用者) 第45条 第40条第1号から第3号までに掲げる業務(以下「生活支援事業」という。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者(以下「地域相談支援給付決定障害者」という。)(中部地域生活支援センターに限る。) (2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(以下「計画相談支援対象障害者等」という。) (3) 市内に居住する法第4条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)で日常生活の支援を必要とするもの (4) その他指定管理者が地域生活支援センターの利用を認めた者(業務) 第99条 三田福祉ホームは、法第5条第29項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。 (業務) 第128条 陽光ホームは、次の業務を行う。 (1) 法第5条第18項に規定する共同生活援助に関すること。 (2) 一般相談支援事業に関すること。 (3) 特定相談支援事業に関すること。 (4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。	以下この款において「施設」という。)を利用に供すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (生活支援事業の利用者) 第45条 第40条第1号から第3号までに掲げる業務(以下「生活支援事業」という。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者(以下「地域相談支援給付決定障害者」という。)(中部地域生活支援センターに限る。) (2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(以下「計画相談支援対象障害者等」という。) (3) 市内に居住する法第4条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)で日常生活の支援を必要とするもの (4) その他指定管理者が地域生活支援センターの利用を認めた者(業務) 第99条 三田福祉ホームは、法第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。 (業務) 第128条 陽光ホームは、次の業務を行う。 (1) 法第5条第17項に規定する共同生活援助に関すること。 (2) 一般相談支援事業に関すること。 (3) 特定相談支援事業に関すること。 (4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年 3 月31日条例第15号 (事業) 第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 (2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に関すること。 (4) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 (5) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業に関すること。 (6) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。	○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年 3 月31日条例第15号 (事業) 第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 (2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に関すること。 (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 (5) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。 (6) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年 3 月31日 条例第13号 (事業) 第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関すること。 (2) 法<u>第5条第19項</u>に規定する特定相談支援事業に関すること。 (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。	○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年 3 月31日 条例第13号 (事業) 第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援に関すること。 (2) 法<u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業に関すること。 (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。